

- () 大人のことばをまねようとする。
- () 意味のある言葉ではないが、さかんにおしゃべりをする。
- () 意味があることばを1つか2つ言える。
(食べ物のことを「マンマ」、おかあさんを「ママ」など)
- () 単語の一部をまねして言う。

<1才6ヶ月頃>

- () 絵本を読んでもらいたがる。
- () 絵本を見て知っているものを指す。
- () 簡単ないいつけがわかる。(「その本を取って」「このゴミを捨てて」など)
- () 意味があることばを1つか2つ言える。
- () 意味があることばを3つ以上言える。
- () 絵本を見て知っているものの名前を言う。

資料7：厚生労働省局長通達

児発第834号
平成12年10月20日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

新生児聴覚検査の実施について

難聴児に対して適切なケアを早期に開始することは、子どもの生育環境を整備する上で重要であるが、これまで、新生児期や乳幼児期の聴覚障害については、他覚的徵候に乏しいこともあり、年齢が進んでから発見されることもあるのが現状であった。

聴覚検査については、従来、主として市町村が実施する3歳児健康診査において、実施してきたところであるが、近年、聴覚検査方法の開発が進み、新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器が普及するなど、地域の医療機関においても聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されつつある状況となっている。

このため、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児に対する聴覚検査を医療機関に委託して実施することとし、別紙のとおり、「新生児聴覚検査事業実施要綱」を定め、平成12年10月1日から試行的に実施することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

別紙

新生児聴覚検査事業実施要綱

1 目的

聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようとするため、新生児に対する聴覚検査を実施する。

なお、本事業は、新生児に対する聴覚検査について、マス・スクリーニングに適した実施方法、実施体制等を検討するため、当面は、試行的に実施するものである。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 検査対象

検査対象は、新生児とする。

4 検査の実施等

- (1) 検査は、検査体制が整備された適切な医療機関に委託して行う。
- (2) 検査は、原則として、出生後入院中に行うこととし、自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)のいずれかの方法により実施する。
- (3) 入院中に行った初回の検査において、異常又は異常の疑いがあると認められた場合には、退院前に確認検査を行う。
なお、入院中に行った検査(確認検査を含む。)が耳音響放射検査(OAE)のみであり、かつ、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、退院後、精密検査を行う前に、自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は聴性脳幹反応検査(ABR)による再検査を行うよう努める。
- (4) 検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、専門医療機関(耳鼻科を標榜する病院、診療所)において、精密検査を行う。
- (5) 精密検査において異常があると認められたケースについては、療育を行うことが可能な施設・機関等において、補聴器の装用指導等の療育指導を実施する。

5 関係機関等の連携

実施主体においては、本事業を円滑に実施できるよう、関係機関、関係団体等との連携を図る。

6 保護者等への周知

実施主体は、保護者、関係者等に対して、本事業の目的や検査方法等について、あらゆる機会を通じて周知に努める。特に、本事業は、当面は、試行的な事業として行われるものである。

のであり、事業の実施方法は確立されたものではないこと等について、保護者、関係者等に十分に理解させ、検査等を実施することについて、保護者の同意を得て行う。

7 経費の補助

本事業のうち、検査（精密検査を除く。）に要する費用については、実施主体の支弁とし、国は予算の範囲内において、別に定めるところにより補助する。

8 事業結果の報告

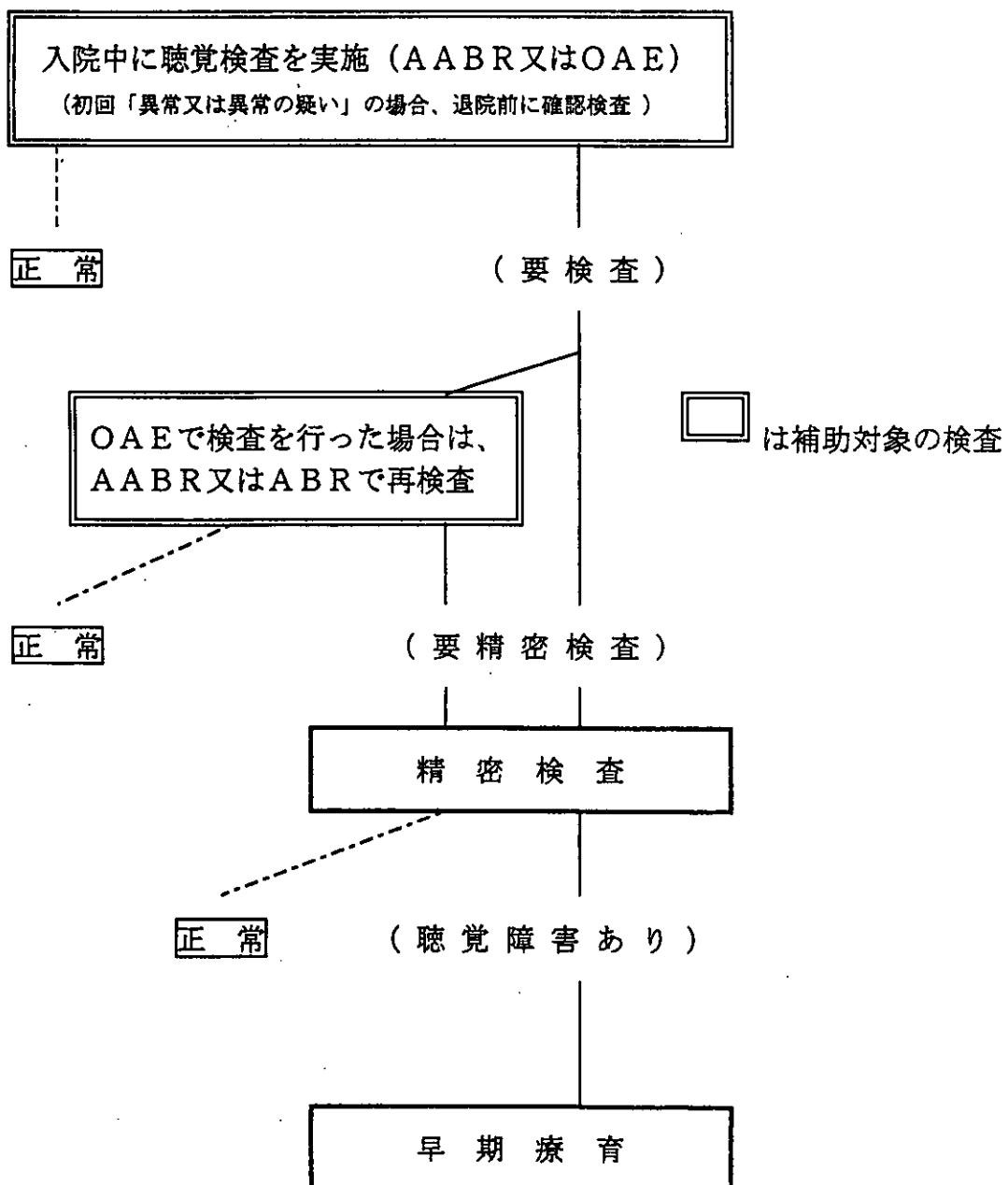
実施主体は、事業の実施状況を逐次把握し、その結果を年度毎に取りまとめ、厚生省に報告する。

9 事業実施の協議

本事業の実施を計画する際には、事前に厚生省に協議する。

(参考1)

新生児聴覚検査の流れ



(参考2)

用語解説

自動聴性脳幹反応検査 (A A B R)

自然睡眠下の新生児に刺激音を聴かせて、脳幹から出る微弱な反応波を検出し、正常な波形とパターンマッチング法で比較することにより、聴覚能力に関して、自動的に「正常(Pass)」又は「要検査(Refer)」の判定を行う検査。

薬剤による睡眠導入が不要であり、検査時間は比較的短時間で済むこと、検査を行うために特別な経験等は必要としないこと、また、検査の敏感度（真の異常者のうち検査で異常ありと判定される割合）は、ほぼ100%、特異度（異常のない者のうち検査で異常なしと判定される割合）は約98%であることなどから、スクリーニングとしての適性は高い。

なお、耳音響放射検査 (O A E) に比べ、検査装置等のコストがかかる。

耳音響放射検査 (O A E)

新生児に刺激音を聴かせて、蝸牛から発生した音響放射を外耳道内で検出し、聴覚能力に関して、自動的に「正常(Pass)」又は「要検査(Refer)」の判定を行う検査。

O A Eには、誘発耳音響放射 (T E O A E) や歪成分耳音響放射 (D P O A E) などがある。

自動聴性脳幹反応検査 (A A B R) に比べ、敏感度、特異度は下がるが、検査装置等のコストが安く時間もかかりないため、スクリーニングとして小規模な医療機関で導入する場合に適している。

ハイリスク児の場合は、A A B R又は聴性脳幹反応検査 (A B R) との併用が必要である。

聴性脳幹反応検査 (A B R)

睡眠下の新生児に刺激音を聴かせて、脳幹から出る微弱な反応波を検出し、聴覚能力に関する判定を行う検査。

聴覚能力の判定に関して、敏感度、特異度は最も高くなるが、熟練した検査技師等が行う必要があること、検査時間がかかる等の特徴があり、主として精密検査として行われる。

児母第57号
平成12年10月20日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省児童家庭局母子保健課長

新生児聴覚検査の実施について

標記については、平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知「新生児聴覚検査の実施について」により、実施要綱が示されているところであるが、その実施に当たり、留意すべき点は次のとおりであるので遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 検査の留意事項について

- (1) 聴覚検査を行う医療機関（以下「検査機関」という。）においては、検査に必要となる検査機器が整備され、かつ、検査担当者が配置されているなど、適切な検査体制が整えられているものであること。
- (2) 検査機関は、試行的な事業としての事業効果や効率性等を勘案すると、年間出生数が多い医療機関とすることが望ましいが、地域に該当する医療機関がないなどの場合には、それ以外の適切な小規模な医療機関に委託し実施しても差し支えないこと。
- (3) 検査機関から検査結果について保護者に対し説明させるとともに、実施主体に対して、検査結果を速やかに報告せること。
- (4) 実施主体は、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、保護者等の同意を得て保健所、児童相談所等の関係機関や関係市区町村へ通知し、当該乳児やその保護者に対する指導・助言を行うなど、必要なフォローアップを講じること。
- (5) 精密検査において異常があると認められたケースについては、当該乳児に対し適切な療育を提供できる施設・機関等において、直ちに療育が開始できるように努めること。

2 検査の実施方法等について

- (1) 入院中に行う初回の検査において、異常又は異常の疑いがあると認められた場合には、退院前に確認検査を行うこと。
- (2) 入院中に行った検査（確認検査を含む）が耳音響放射検査（OAE）のみであり、かつ、検査の結果、異常又は異常の疑いがあると認められたケースについては、偽陽性率（正常者を異常と判断した率）を低くする等の観点から、退院後、精密検査を実施する前に、自動聴性脳幹反応検査（AABR）又は聴性脳幹反応検査（ABR）による再検査

を行うことが望ましく、これらの検査方法を実施できる検査機関を確保するよう努めること。

3 関係機関等の連携について

本事業においては、検査精度の維持向上を図ること、検査から療育へと遅滞なく円滑に引き継がれることが重要であることから、関係医師会（産婦人科、小児科、耳鼻科等）、医療機関、保健所、児童相談所、市区町村、難聴児に対する療育を行う機関・施設等、関係団体等から構成される協議会を開催するなどにより、関係機関、関係団体等との連携を図ること。

4 周知徹底について

(1) 本事業の目的や検査方法等について、保護者、関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。さらに、本事業は、当面は、試行的事業として行われるものであり、医療機関によっては検査を行っていないところがあること、行っている場合でも医療機関によって検査方法が異なることがあることや、検査方法等は将来的には変更する可能性があること等を説明し、保護者の同意を得て検査等を実施すること。

また、保護者等に対し、それぞれの検査の段階で、検査の目的、内容等の正確で分かりやすい説明を行い、保護者等に誤解や過剰な不安感を与えないよう適切な助言・指導を行うこと。

(2) 市区町村が実施する妊娠婦健康診査や出産前の両（母）親学級などの母子保健事業を活用するなどにより、住民に対する本事業についての普及啓発が十分に行われるよう、市区町村の協力を得るようにすること。

(3) 関係医療機関に対して本事業の周知を図ること。

(4) 検査結果等の個人情報保護に留意すること。

5 事業実施の協議について

本事業の協議については、別紙様式により行うこと。

6 事業結果の報告について

厚生省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものであること。

なお、実施主体においては、別途連絡する事項に沿って、逐次検査件数や検査結果等を把握するとともに、データの整理に努めること。

7 その他

本事業については、別添の厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）による「新生児期の効果的な聴覚スクリーニング方法と療育体制に関する研究」を参考とされたいこと。

(別紙様式)

平成 年度「新生児聴覚検査事業」実施計画書

都道府県（指定都市）名		担当部（局）課名	
担当者氏名			

1 検査を実施する地域

(どちらかに○)

管内全域

地域を限定（ ）

※検査地域を限定する場合、その理由

2 検査機関（複数ある場合は、適宜欄を追加して記入すること）

検査機関名	所在地（市区町村名）	検査方法	検査見込み数

3 精密検査機関（複数ある場合は、適宜欄を追加して記入すること）

精密検査機関名	所在地（市区町村名）	精密検査方法

4 相談・指導体制

検査後の保護者に対する検査結果の説明や、異常又は異常の疑いがある場合の相談・指導体制をどのように確保するのか。

①入院時の検査後

②精密検査後

5 療育の実施

療育に関して中心となる機関・施設がある場合には、①に記入することとし、当該機関等における療育内容を具体的に明記する。また、機関・施設以外にも方法がある場合には、②に記入する。

- ①療育実施機関・施設（複数ある場合は、適宜欄を追加して記入すること）

療育実施機関名	所在地（市区町村名）	療育内容

- ②その他

6 フォローアップ体制の確立

事業を行うに当たって、市区町村や児童相談所、保健所等の関係機関、医療機関、関係団体におけるフォローアップ体制はどのようにになっているのか。

- ①市区町村におけるフォローアップ
- ②児童相談所、保健所等の関係機関、医療機関におけるフォローアップ
- ③関係団体におけるフォローアップ

7 関係機関・関係団体の連携

協議会の設置状況
・協議会のメンバー　・開催予定回数　・協議内容

8 その他特記事項

※その他参考となる資料を添付してください

新生児聴覚検査実施の手引き作成委員会委員

三科 潤	東京女子医科大学母子総合医療センター
多田 裕	東邦大学医学部新生児学教室
田中 美郷	田中美郷教育研究所
加我 君孝	東京大学医学部耳鼻咽喉科学教室
雪下 國雄	日本医師会
清川 尚	日本産婦人科医会
澤 節子	豊島区池袋保健所
徳光 裕子	全国盲ろう難聴児施設協議会
大沼 直紀	筑波技術短期大学
針谷 しげ子	帝京大学耳鼻咽喉科言語治療室
内山 勉	富士見台聴こえことばの教室
塘 まゆり	千葉市療育センター難聴幼児通園施設やまびこルーム
篠崎 育子 所)	東京都衛生局健康推進部母子保健課母子保健担当係（現 東京都町田保健
(協力)	
福田章一郎	岡山かなりや学園
立入 哉	愛媛大学教育学部
田邊 ひろみ	兵庫県立こばと聾学校
森井 結美	奈良県立ろう学校

(順不同)